

## ○甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例

平成28年9月23日

条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理及び活用の促進に関し必要な事項を定めることにより、良好な生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって地域の活力の向上による魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(令5条例19・改)

- (1) 空家等 市内にある建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。
- (4) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (5) 市民等 本市に居住し、勤務し、通学し、又は滞在する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、空家等の適切な管理及び活用に努めなければならない。

2 所有者等は、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない

い。

(令5条例19・改)

(市の責務)

第4条 市は、空家等の適切な管理及び活用の促進を図るため、必要な施策を実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等が生活環境に及ぼす影響について理解を深めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、特定空家等及び管理不全空家等があると思料するときは、速やかにその情報を市に提供するよう努めるものとする。

(令5条例19・改)

(空家等対策計画の策定)

第6条 市長は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第7条の規定に基づき、空家等対策計画を定めるものとする。

(令5条例19・改)

(空家等対策協議会)

第7条 市に、法第8条第1項の規定に基づき、甲府市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(令5条例19・改)

2 協議会は、法第8条第1項に定める協議のほか、次に掲げる事項について協議するものとする。

(令5条例19・改)

- (1) 法第13条に規定する措置に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 法第22条に規定する措置に関すること。
- (4) その他空家等の適切な管理及び活用の促進に関し市長が必要と認める事項

3 協議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、法第8条第2項に規定する者のうちから、市長が委嘱する。

(令5条例19・改)

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第8条 市長は、法第15条の規定に基づく空家等及び空家等の跡地の活用等について、所有者等、市民等、空家等又は空家等の跡地の活用に関連する事業を営む者等と連携し、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(令5条例19・改)

(緊急措置)

第9条 市長は、法第22条第11項の規定による場合のほか、特定空家等の危険な状態が切迫し、かつ、市民等の生命、身体又は財産を保護するため緊急に危険を回避する必要があると認める場合は、当該特定空家等の所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急措置」という。）を講ずることができる。

(令5条例19・改)

- 2 前項に規定する場合において、当該特定空家等の所有者等を確知することができないときは、市長は、当該緊急措置を講じた後、速やかに当該措置に係る特定空家等の所在地及び措置の内容を告示するものとする。
- 3 市長は、緊急措置を講じた場合は、これに要した費用を、当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関への協力要請)

第10条 市長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、必要な情報を提供して、警察、消防その他の関係行政機関に協力を要請することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次のよう 略

附 則（令和5年9月28日条例第19号）

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。